

地域医療構想に関する今後の 進め方について

令和 5 年 1 月 山口県医療政策課

1 地域医療構想に係るこれまでの経緯及び対応の方向性について

これまでの経緯

- 平成28年7月の地域医療構想策定後、平成30年2月7日付け「**地域医療構想の進め方について**」により、各医療機関における具体的対応方針の策定が求められ、本県では、平成30年度までに全ての対象医療機関において策定され、各医療圏の地域医療構想調整会議において協議が完了している。
- **令和2年1月17日付け「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について**」により、公立・公的医療機関等（**本県では13医療機関が該当**）の具体的対応方針の再検証等が要請された。
- 令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、再検証等の期限を含めて地域医療構想に関する取組の進め方については、国において改めて整理の上、示されることとなった。

直近の国通知

[厚生労働省] **令和4年3月24日付け「地域医療構想の進め方について」**

[総務省] **令和4年3月29日付け「公立病院経営強化の推進について（通知）」**

国通知を踏まえた今後の対応の方向性

- 今後の進め方については、「2022年度及び2023年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行う」こととされた。
- このうち、公立病院（**本県では15医療機関が該当**）については、「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定することとされ、策定に当たっては、「策定段階から地域医療構想調整会議を活用して関係者の意見を聴くなど、丁寧な合意形成に努めるべき」であるとされた。
- 今後、各医療圏において地域医療構想調整会議を開催し、県から別途示すデータ等に基づき、改めて地域の現状や課題、将来の方向性等について協議・共有の上、各医療機関において、地域医療構想を踏まえた対応方針の策定や検証・見直しができるよう取り組んでいく。

2 具体的対応方針に係るこれまでの対応状況等について

(1) 具体的対応方針の策定状況

「地域医療構想の進め方について」

(平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)

地域医療構想調整会議の協議事項

- ▼ 病院及び有床診療所において、**2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割や2025年に持つべき医療機能ごとの病床数等に関する方針である「具体的対応方針」**を策定し、都道府県においては、毎年度この具体的対応方針をとりまとめる。
- ▼ 地域医療構想調整会議において、**構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえ、公立・公的医療機関等においては、平成29年度中に2025年に向けた具体的対応方針を、それ以外の医療機関においては、平成30年度末までに2025年に向けた対応方針を協議する。**
- ▼ 協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、(具体的)対応方針を決定する。
- ▼ **(具体的)対応方針を決定した後に、見直す必要が生じた場合には、改めて調整会議で協議する。**

その他の協議事項

- ① 開設者の変更を含む、担うべき役割や機能を大きく変更する場合
 - ② 過剰な病床機能に転換しようとする場合
 - ③ 病床が全て稼働していない病棟（※）を有する場合
 - ④ 病床が全て稼働していない病棟（※）を再稼働しようとする場合
- （※）過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟

本県の取組状況

- 全ての公立病院及び公的医療機関等においては「公的医療機関等2025プラン」を、それ以外の全ての医療機関においては「医療機関2025プラン」を策定し、調整会議において協議を実施済
- 担うべき役割・機能の変更やそれに伴う医療介護総合確保基金の活用等、具体的対応方針を見直す必要が生じた場合には、その都度、調整会議における協議を実施

《参考1》 具体的対応方針の協議対象医療機関

区分	対象数	協議対象プラン	協議時期
公立病院	15	公的医療機関等2025プラン (新公立病院改革プラン)	平成30年度下期
公的病院	20	公的医療機関等2025プラン	平成29～30年度
民間医療機関	178	医療機関2025プラン (未策定の有床診療所は病床機能報告で代替)	平成30年度下期～

《参考2》 地域医療構想調整会議の開催状況 (R4.12.1現在)

年度	全体会議	専門部会	主な議題
H28	16回	9回	専門部会の設置、他圏域の取組事例の説明 等
H29	15回	20回	地域で不足する機能や課題の抽出 (特に回復期機能) 等
H30	15回	23回	公立・公的医療機関等の具体的対応方針の協議・決定、その他の医療機関の協議 等
R1	17回	23回	具体的対応方針の再検証に向けた議論、重点支援区域の申請 等
R2	7回	10回	2025プランの変更 等 (※必要な場合のみ書面で開催)
R3	13回	8回	2025プランの変更、重点支援区域の申請 等 (※対面、WEB、書面で開催)
R4	5回	5回	2025プランの変更、基金事業の活用 等 (※WEB、書面で開催)

(2) 具体的対応方針の再検証要請への対応状況

「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」

(令和2年1月17日付け医政発0117第4号厚生労働省医政局長通知)

基本的な考え方

- ▼ 公立・公的医療機関等が、一定の診療領域毎に、要件①「**構想区域内に一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接**」、要件②「**診療実績が特に少ない**」に該当するかを判定し、**当該医療機関でしか担うことができない機能に重点化が図られているかについて分析を実施**
- ▼ **ただし、分析結果をもって、対象医療機関の将来担うべき役割や、それに必要な病床数、病床の機能分化・連携等の方向性を機械的に決めるものではない。**

再検証対象医療機関の具体的対応方針の再検証について

- ▼ 要件①6領域全て又は要件②9領域全て該当している対象医療機関は、**以下①～③の検討を行い、その結果を反映した具体的対応方針について、調整会議において、再検証を経た上で合意を得ること。**

- ① **現在の地域における急性期機能**や、将来の人口推移とそれに伴う医療需要の変化等の医療機関を取り巻く環境を踏まえた、**2025年を見据えた自医療機関の役割**
- ② 分析の対象とした**領域ごとの医療機能の方向性**（他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小、機能廃止等）
- ③ ①②を踏まえた**機能別の病床数の変動**

構想区域全体の2025年の医療提供体制の検証について

- ▼ **要件①6領域全て該当している対象医療機関の具体的対応方針の再検証に係る協議を行うとともに、構想区域全体における、領域ごとの2025年の各医療機関の役割の方向性等（必要に応じて、病床数や医療機能を含む。）について検討し、構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議すること。**
- ▼ 要件②9領域全て該当している対象医療機関を有する構想区域において、周辺にある医療機関との役割分担等を改めて整理する観点から、上記と同様の検討が必要と判断する場合、**構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議すること。**

本県の取組状況

- 自医療施設の役割や医療機能の方向性等について検討を行い、3医療機関を除く10医療機関では、令和2年度中に、具体的対応方針の変更を含めた方向性について、調整会議において協議を実施済
- 今後は、このたび県から提供するデータ等を踏まえ、構想区域全体の2025年の医療提供体制に関する検討・協議を行う必要がある。

圏域	病院名	対応状況			変更内容（括弧内は病床数）
		変更あり	変更なし	未協議	
岩国	岩国市立錦中央病院		●		—
	岩国市立美和病院	●			急性期（60→45）
周南	光市立大和総合病院			●	—
	周南市立新南陽市民病院	●			急性期（150→100）、急性期→回復期（50）
	徳山医師会病院			●	—
	光市立光総合病院			●	—
山口・防府	小郡第一総合病院		●		—
宇部・小野田	山口宇部医療センター		●		—
	美祢市立美東病院	●			急性期（60→40）、急性期→回復期（20）
	美祢市立病院	●			急性期（89→36）、急性期→回復期（45）、慢性期（49→45）
	山陽小野田市民病院	●			急性期（215→160）、急性期→回復期（55）
	小野田赤十字病院	●			急性期（40→0）、急性期→回復期（40）、慢性期（92→52）
下関	下関市立豊田中央病院	●			急性期（60→0）、急性期+休棟（11）→回復期（71）

(3) 今後の進め方

「地域医療構想の進め方について」

(令和4年3月24日付け医政発0324第6号厚生労働省医政局長通知)

基本的な考え方

- ▼ 第8次医療計画（2024～2029年度）の策定作業と併せて、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。
- ▼ その際、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮する。
- ▼ 地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。

具体的な取組

- ▼ 2022年度及び2023年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行う。
- ▼ このうち公立病院については、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議する。

その他

- ▼ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、地域医療構想調整会議の運営に当たっては、医療従事者等の負担に配慮する。年間の開催回数についても、必ずしも一律に年4回以上行うことを求めるものではないが、オンラインによる開催も検討し、必要な協議が十分に行われるよう留意する。
- ▼ 検討状況については、2022年度においては、2022年9月末及び2023年3月末における検討状況を厚生労働省に報告するとともに、各都道府県においてはその報告内容を基にホームページ等で公表する。

3 本県における今後の取組について

- ◆ 公立・公的・民間、**全ての医療機関における対応方針の策定や検証・見直し**、及び公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証に併せて実施が求められている「**構想区域全体の2025年の医療提供体制に関する協議**」について、**必要なデータの活用による検討を実施**
→ **医療圏別に、6領域（がん、心疾患、脳卒中、救急、小児、周産期）の診療実績や将来の医療需要等のデータを整理した「将来の人口動態・入院患者動態等」や、「令和3年度病床機能報告結果」を参照**

[検討に当たっての留意点]

- ▼ 感染症法等の改正により、**2024年4月から、都道府県と医療機関が病床確保等に関する協定を締結する仕組みを制度化**し、公的医療機関等（※）に感染症医療の提供を義務付けられる予定である。
なお、民間医療機関においては、協力要請により都道府県との協議に応じなければならないが、協定締結は任意とされている。
（※）公立・公的医療機関、特定機能病院、地域医療支援病院
- ▼ 一方、**新興感染症等の感染拡大時は医療計画に基づき対応することを前提に、地域医療構想については、基本的な枠組みを維持しつつ着実に取組を進める必要がある**とされている。

- ① 自医療施設の具体的対応方針の見直し・検証を実施
- ② 構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて検討を実施
- ③ ①②の検討結果について、別紙「医療圏別具体的対応方針等検討状況整理票」を作成の上、**令和5年3月24日（金）までにデータにて提出**

③ 個別医療機関の検討結果をとりまとめた上で、令和5年度以降、各医療圏の調整会議において協議を実施

「医療圏別具体的対応方針等検討状況整理票」の作成

基本的な考え方

- ▼ 検討にあたっては、「将来の人口動態・入院患者動態等」や「令和3年度病床機能報告結果」の他、「検討状況整理票」に記載している各医療機関の役割や今後の方向性、「山口県地域医療構想」に整理している、構想区域の課題や地域の医療提供体制の将来のあるべき姿等を参照すること。
- ▼ このたびの依頼は、あくまでも、提出期限時（令和5年3月末）における検討状況を回答いただくものであり、**将来において、自医療施設の役割等が変わる場合は、随時、具体的対応方針（2025プラン）の変更案について、調整会議において協議できる**ものであること。
- ▼ 各医療機関の検討結果をとりまとめた「医療圏別具体的対応方針等検討状況整理票」については、調整会議における協議資料として、**県ホームページにて公表**する。

記載方法

① 自医療施設の具体的対応方針の見直し・検証

- ▼ 上記の基本的な考え方を踏まえた検討の結果、具体的対応方針（2025プラン等）について、
 - ①変更を行う場合、「変更あり」に○を付し、具体的な変更内容等を記載する。
 - ②変更を行わない場合、「変更なし」に○を付し、変更しない理由等を記載する。
 - ③検討中の場合、「検討中」に○を付し、可能な範囲で具体的な検討内容を記載する。
- ▼ 2025プランから集約・抜粋した内容について、加除・修正が必要な場合は、上書き修正の上、提出のこと。

② 構想区域全体の2025年の医療提供体制についての改めての検討

- ▼ 検討の結果、構想区域全体の体制について意見等がある場合は、①又は②により対応のこと。
 - ①上記①の検討結果の整理に併せ、「具体的な変更内容等」欄に、意見等を記載する。
 - ②別紙（様式等は任意）に自由に意見等を記載する。
⇒②は、県において整理した上で、「検討状況整理票」と併せて次回の調整会議資料として配布
- ▼ 意見等がない場合、記載・報告は不要。

▼ 公立病院については、病院事業を設置する地方公共団体は、総務省が令和4年3月29日に策定した「公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、**病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議**できるとされたところ。

▼ ガイドラインにおける取扱い（下記のガイドラインp.4抜粋）を踏まえ、次の①～③のいずれかの方法により、調整会議において協議を実施することとする。

既に、自主的に新改革ガイドラインによる新公立病院改革プランの改定を行っている場合（＝ケース①）又は地方独立行政法人が地方独立行政法人法に基づき中期計画を策定している場合（＝ケース②）には、**本ガイドラインにおいて要請している事項のうち不足している部分を追加又は別途策定**することで足りる。

▼ なお、策定する「公立病院改革プラン」等がガイドラインの内容を踏まえたものかどうかの可否等については、総務省又は県市町課に確認・調整の上、対応すること。

① 経営強化ガイドラインを踏まえて策定した「公立病院経営強化プラン」に基づき協議を実施
※ 上記ケース①又はケース②に該当する場合でも、①の対応で可（選択は任意）

② 上記ケース①に該当する場合、経営強化ガイドラインが要請している事項のうち不足している部分を追加した「公立病院改革プラン」、又は、追加前の「公立病院改革プラン」と追加すべき内容を含む資料（様式任意）に基づき協議を実施

③ 上記ケース②に該当する場合、経営強化ガイドラインが要請している事項のうち不足している部分を追加した「中期計画」、又は、追加前の「中期計画」と追加すべき内容を含む資料（様式任意）に基づき協議を実施